

情報機器の取扱いについて

第1条 京都府立京都すばる高等学校情報機器の利用者は、以下の事項を順守しなければならない。

- (1) 利用者IDを他者に使用させないこと。また他者の利用者IDを使用しないこと。
- (2) 利用者IDに付随するパスワードは秘密にすること。
- (3) 犯罪に結びつく行為や公序良俗を害する行為をしないこと。
- (4) 著作権などの知的所有権、その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 営利目的で利用しないこと。
- (6) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等に関する差別的表現をしないこと。
- (7) 他者のプライバシーを侵害する行為、他者をひぼう中傷する行為及び性的な嫌がらせ行為をしないこと。

第2条 京都府立京都すばる高等学校情報ネットワーク利用者は、以下の事項を順守しなければならない。

- (1) 情報を発信する場合は、授業担当者・ネットワーク管理者の指示に従うこと。
- (2) 校内の全てのコンピュータに対し、ハードウェア、ソフトウェア及びその他の設備をき損・破壊・改変しないこと。
- (3) 利用資格が無い学内外の全てのコンピュータに対して、アクセスしないこと。
- (4) ネットワーク上でのエチケットを守り、他の人に迷惑をかけること。
- (5) ネットワーク上での争いごとを避けるように努力すること。

第3条 ネットワーク利用者は、校内及び校外のネットワークサービスに登録し、利用する場合、授業担当者・ネットワーク管理者の指示に従うこと。

第4条 利用者が京都府立京都すばる高等学校情報機器の利用に付随して、他の利用者又は学校に対して損害を与えた場合は、当該損害が利用者の責に帰さない事由により生じたことが明らかである場合を除いて、利用者は自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとする。